

双葉町仮設灰処理第二施設 令和 7 年度維持管理記録(2号炉)

	測定頻度	項目	基準値	4月(※6)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定廃棄物等処理量	—	処理量 ton	—	—											
燃焼ガス ※1		運転期間の平均値	—												
燃焼室温度	連続	測定結果 °C	800以上	—											
集じん装置No.1入口温度	連続	測定結果 °C	200以下	—											
煙突一酸化炭素濃度	連続	測定結果 ppm	100以下	—											
たい積したばいじん の除去を行った日	— —	冷却設備 排ガス処理設備	— —	冷却設備および排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去は、仮設灰熔融炉稼働中は自動で行われる。											
排ガス中の ダイオキシン類濃度 ※2	1回/年	排ガス採取位置	—	煙突											
		排ガス採取日	—	—											
		測定結果通知日	—	—											
		測定結果 ng-TEQ/m ³ _N	0.1以下	—											
排ガス中のばい煙量 またはばい煙濃度 ※3	1回/月	排ガス採取位置	—	煙突											
		排ガス採取日	—	—											
		測定結果通知日	—	—											
硫黄酸化物		測定結果 ppm	200以下	—											
ばいじん		測定結果 g/m ³ _N	0.08以下	—											
塩化水素		測定結果 mg/m ³ _N	162以下	—											
窒素酸化物		測定結果 ppm	250以下	—											
排ガス中の 放射性物質濃度	1回/月	排ガス採取位置	—	煙突											
		排ガス採取日	—	—											
		測定結果通知日	—	—											
放射性物質濃度 ※4		測定結果 ¹³⁴ Cs Bq/m ³	※5	—											
		¹³⁷ Cs Bq/m ³		—											
		合計 Bq/m ³		—											

※1 燃焼ガスの各数値は、連続記録計の平均値を示す。

※2 排ガス中のダイオキシン類濃度の測定について、実施していない月は「—」を記載している。

※3 排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度の基準値は生活環境影響調査で使用した値である。

※4 NDとは検出下限値未満であることを示している。

※5 排ガス中の放射性物質濃度の基準値は、¹³⁴Cs濃度(Bq/m³)/20(Bq/m³)+¹³⁷Cs濃度(Bq/m³)/30(Bq/m³)で算出される値が1以下である。

※6 4月は熔融炉停止中のため、排ガス測定は実施していない。